





## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（北海道については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

(1) 感染の状況 (疫学的状況)

(2) ①医療提供体制 (療養状況)

参考資料3-1

都道府県	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	人口	直近1週間累積陽性者数	対人口10万人B/(A/100)	その前1週間累積陽性者数	直近1週間とその前1週間の比(B/D)	感染経路不明な者の割合(アタリゲ割合)	入院患者・入院確定数	うち重症者数	入院患者・入院確定数	うち重症者数	宿泊患者数	
単位	千人	人	人	人		%	5/13,15	5/13,15	5/7	5/7	5/14,15	5/14
北海道	5,250	36	0.686	69	0.52	32%	241	18	305	13	58	71
埼玉県	7,350	23	0.313	53	0.43	21%	152	8	277	18	30	51
千葉県	6,259	13	0.208	20	0.65	45%	110	11	296	20	25	37
東京都	13,921	78	0.560	173	0.45	53%	1,077	53	1,832	93	108	129
神奈川県	9,198	99	1.076	73	1.36	23%	203	34	217	40	59	60
京都府	2,583	1	0.039	16	0.06	10%	45	2	113	11	12	15
大阪府	8,809	21	0.238	69	0.30	33%	341	41	580	59	98	142
兵庫県	5,466	4	0.073	21	0.19	0%	78	19	258	30	26	29
青森県	1,246	0	0.000	1	0.00	-	6	0	9	0	0	0
岩手県	1,227	0	0.000	0	-	-	0	0	0	0	-	-
宮城県	2,306	0	0.000	0	-	-	5	0	26	1	1	2
秋田県	966	0	0.000	0	-	-	1	0	6	0	0	0
山形県	1,078	0	0.000	0	-	-	11	2	28	1	0	0
福島県	1,846	0	0.000	1	0.00	-	24	2	48	1	4	4
茨城県	2,860	0	0.000	0	-	-	33	4	68	5	5	7
栃木県	1,934	7	0.362	3	2.33	50%	19	5	37	5	0	0
群馬県	1,942	1	0.051	0	-	-	51	2	105	4	4	8
新潟県	2,223	1	0.045	3	0.33	0%	26	0	38	1	4	4
富山県	1,044	5	0.479	6	0.83	17%	64	2	104	2	7	7
石川県	1,138	6	0.527	13	0.46	0%	90	3	150	7	21	24
福井県	768	0	0.000	0	-	-	16	3	48	5	0	1
山梨県	811	3	0.370	1	3.00	100%	6	1	21	0	1	0
長野県	2,049	0	0.000	3	0.00	0%	26	2	50	3	0	0
岐阜県	1,987	0	0.000	0	-	-	15	1	73	1	0	0
静岡県	3,644	0	0.000	0	-	-	12	2	27	1	0	0
愛知県	7,552	5	0.066	6	0.83	75%	76	4	176	8	9	11
三重県	1,781	0	0.000	0	-	-	10	0	25	0	0	0
滋賀県	1,414	3	0.212	1	3.00	100%	23	1	51	2	4	6
奈良県	1,330	0	0.000	3	0.00	0%	18	0	42	4	1	2
和歌山県	925	0	0.000	2	0.00	0%	12	0	29	0	-	-
鳥取県	556	0	0.000	0	-	50%	2	0	2	0	0	0
島根県	674	0	0.000	0	-	-	10	1	20	1	0	0
岡山県	1,890	0	0.000	2	0.00	0%	4	0	12	1	0	-
広島県	2,804	1	0.036	0	-	-	32	2	80	4	10	10
山口県	1,358	0	0.000	0	-	-	4	1	8	0	0	0
徳島県	728	0	0.000	0	-	-	0	0	1	0	0	0
香川県	956	0	0.000	0	-	-	6	0	20	0	0	0
愛媛県	1,339	23	1.718	3	7.67	5%	5	0	14	2	6	2
高知県	698	0	0.000	0	-	-	5	0	17	0	1	1
福岡県	5,104	2	0.039	6	0.33	33%	69	10	217	21	30	35
佐賀県	815	1	0.123	1	1.00	-	14	0	26	1	2	6
長崎県	1,327	0	0.000	0	-	-	1	0	8	0	-	-
熊本県	1,748	0	0.000	1	0.00	-	15	1	34	5	0	0
大分県	1,135	0	0.000	0	-	-	4	0	25	0	0	0
宮崎県	1,073	0	0.000	0	-	-	5	0	7	0	0	0
鹿児島県	1,602	0	0.000	0	-	-	3	0	6	0	0	0
沖縄県	1,453	2	0.138	0	-	-	27	4	91	11	0	1
日本	126,167	335	0.027	550	0.61	32%	2,997	239	5,627	381	526	665

※：人口推計 第4表 都道府県，男女別人口及び人口性比－総人口，日本人人口（2019年10月1日現在）  
 ※：累積陽性者数は、感染症法に基づく陽性者数の累積（各都道府県の発表日ベース）を記載。なお、5/19及び5/20については、厚生労働省に報告があった件数を記載。  
 ※：入院確定数は、一週日中に入院すること及び入院先が確定している者の数。  
 ※：重症者数は、集中治療室（ICU）等での管理、人工呼吸器管理又は体外式心臓補助（ECMO）による管理が必要な患者数。  
 ※：入院患者・入院確定数については、8都道府県については5/15時点、それ以外の県については5/13時点。  
 ※：宿泊患者数については、8都道府県については5/15時点、それ以外の県については5/14時点。

(2) ②医療提供体制（病床確保等）

(3) 検査体制の構築

時点	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W
	新型コロナウイルス感染症の設置状況	患者受入れ調整本部の設置状況	周産期医療の協議会開催状況	受入確保病床数	受入確保想定病床数	宿泊施設確保数	最近1週間のPCR検査件数	2週間前のPCR検査件数	変化率	(参考)それぞれの週の陽性者数	
5/1	5/1	5/1	5/15	5/15	5/14/15	5/13(1W)	5/6(1W)	5/6(1W)-5/13(1W)	5/13(1W)	5/6(1W)	
単位				床	床	床	件	件		人	人
北海道	済	済	済	693	1,547	930	1,743	1,786	0.98	69	188
埼玉県	済	済	済	602	602	1,055	4,810	3,617	1.33	53	70
千葉県	済	済	済	807	1,700	666	2,684	2,290	1.17	20	36
東京都	済	済	済	3,300	4,000	2,865	12,620	9,254	1.36	173	638
神奈川県	済	済	済	1,296	2,800	2,359	3,369	2,723	1.24	73	131
京都府	済	済	予定	264	400	338	1,638	1,374	1.19	16	25
大阪府	済	済	済	1,137	3,000	1,565	4,095	3,748	1.09	69	105
兵庫県	済	済	予定	515	515	578	1,391	1,320	1.05	21	33
青森県	済	済	済	126	225	30	102	59	1.73	1	0
岩手県	済	済	済	93	166	-	64	29	2.21	0	0
宮城県	済	済	済	388	400	200	344	343	1.00	0	0
秋田県	済	済	済	105	105	16	31	35	0.89	0	0
山形県	済	済	予定	150	150	203	154	241	0.64	0	1
福島県	済	済	済	229	800	200	748	467	1.60	1	8
茨城県	済	済	済	151	600	175	1,431	1,055	1.36	0	6
栃木県	済	済	済	130	250	111	582	360	1.62	3	0
群馬県	済	済	済	170	280	150	463	391	1.18	0	1
新潟県	済	済	済	411	766	50	495	406	1.22	3	3
富山県	済	済	済	500	500	100	536	480	1.12	6	21
石川県	済	済	済	233	520	170	389	366	1.06	13	21
福井県	済	済	済	165	350	115	254	345	0.74	0	0
山梨県	済	済	済	80	400	21	1,152	1,109	1.04	1	3
長野県	済	済	済	300	300	200	371	355	1.05	3	7
岐阜県	済	済	済	353	458	265	294	245	1.20	0	1
静岡県	済	済	済	200	200	155	745	657	1.13	0	5
愛知県	済	済	済	500	1,500	1,300	1,497	1,075	1.39	6	12
三重県	済	済	済	175	175	64	217	223	0.97	0	0
滋賀県	済	済	予定	184	570	62	284	242	1.17	1	2
奈良県	済	済	済	240	500	108	478	414	1.15	3	5
和歌山県	済	済	予定	124	160	-	370	498	0.74	2	2
鳥取県	済	済	済	322	322	412	104	97	1.07	0	0
島根県	済	済	済	253	253	45	130	88	1.48	0	1
岡山県	済	済	済	117	300	78	227	159	1.43	2	0
広島県	済	済	済	266	270	130	711	768	0.93	0	10
山口県	済	済	済	384	384	594	124	193	0.64	0	5
徳島県	済	済	済	172	200	208	92	89	1.03	0	0
香川県	済	済	済	43	125	101	193	185	1.04	0	0
愛媛県	済	済	済	203	203	67	157	158	0.99	3	1
高知県	済	済	済	77	200	16	125	152	0.82	0	0
福岡県	済	済	済	430	1,800	826	1,722	1,589	1.08	6	12
佐賀県	済	済	済	146	214	230	146	233	0.63	1	4
長崎県	済	済	済	102	903	-	471	231	2.04	0	0
熊本県	済	済	予定	312	312	867	481	429	1.12	1	0
大分県	済	済	済	258	300	65	339	271	1.25	0	0
宮崎県	済	済	済	106	231	150	99	97	1.02	0	0
鹿児島県	済	済	済	253	253	188	156	127	1.23	0	0
沖縄県	済	済	済	225	430	262	684	914	0.75	0	1
日本	-	-	-	17,290	30,639	18,290	49,312	41,287	1.19	550	1,358

※：受入確保病床数は、ピーク時に新型コロナウイルス感染症患者が利用する病床として、各都道府県が医療機関と調整を行い、5/15時点で確保している病床数。実際には受入れ患者の重症度等により、変動する可能性がある。  
 ※：受入確保想定病床数は、ピーク時に新型コロナウイルス感染症患者が利用する病床として、各都道府県が見込んで（想定している）病床数であり変動しうる点に特に留意が必要。また、実際には受入れ患者の重症度等により、変動する可能性がある。受入確保病床数が、受入確保想定病床数を超える都道府県においては、受入確保病床数を受入確保想定病床数として記載。  
 ※：宿泊施設確保数は、受け入れが確実な宿泊施設の部屋として都道府県が判断し、厚生労働省に報告した室数。都道府県の運用によっては、事務職員の宿泊や物資の保管、医師・看護師の控え室のために使用する居室等として、一部使われる場合がある。（居室数が具体的に確認できた場合、数値を置き換えることにより数値が減る場合がある。）数値を非公表としている県又は調整中の県は「-」で表示。8都道府県については5/15時点、それ以外の県については5/14時点。  
 ※：PCR検査件数は、①各都道府県から報告があった地方衛生研究所・保健所のPCR検査件数（PCR検査の体制整備にかかる国の報告について（依頼）（令和2年3月5日））、②厚生労働省から依頼した民間検査会社、大学、医療機関のPCR検査件数を計上。一部、未報告の検査機関があったとしても、現時点で得られている検査件数を計上している。  
 PCR検査件数は、祝日・休日になると減少する傾向にある。特に5/6の週はゴールデンウィークと重なり、大きく検査件数が減少していることが考えられる。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案（新旧対照表）

（下線部分は改定箇所）

変更案	現行
<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>令和2年5月14日には、その時点での感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する<u>緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっての考え方</u>（以下「<u>区域判断にあたっての考え方</u>」という。）を踏まえて総合的に判断し、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行った。</p> <p><u>その後、令和2年5月21日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断し、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更を行う</u></p>	<p>序文</p> <p>（略）</p> <p><u>その後、令和2年5月14日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する考え方を踏まえて総合的に判断し、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行うこととする。</u></p>

こととする。

なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

(略)

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実  
我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、5月19日までに、合計46都道府県において合計16,212人の感染者、771人の死亡者が確認されている。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必

なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

(略)

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実  
我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、5月12日までに、合計46都道府県において合計15,854人の感染者、668人の死亡者が確認されている。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必

要がある都道府県として、本対処方針において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と称して対策を促してきた。

（略）

緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっては、これまで基本的対処方針においても示してきたとおり、以下の三点に特に着目した上で、総合的に判断する必要がある（区域判断にあたっての考え方）。

（略）

令和2年5月14日には、以上の「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく こととする一方、これら以外の39県については、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととなった。

その後、令和2年5月21日に改めて感染状況の変化等

要がある都道府県として、本対処方針において特定都道府県の中でも「特定警戒都道府県」と称して対策を促してきた。

（略）

緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっては、これまで基本的対処方針においても示してきたとおり、以下の三点に特に着目した上で、総合的に判断する必要がある。

（略）

以上を踏まえて、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく 必要がある。

上記以外の39県については、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととなるが、これらの地域においても、後述する「(3)まん延防止6)緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等」を踏まえ、基本的

について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

上記以外の42府県については、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととなるが、これらの地域においても、後述する「(3)まん延防止6)緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等」を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。

(略)

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

(略)

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。

(略)

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

(略)

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

る法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。

・ 新型コロナウイルス感染症の感染力を調べた台湾の研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高く、発症6日目以降は感染力が大きく低下することが示されている。

・ 現時点では、対症療法が中心であるが、5月7日、レムデシビルが、重症患者に対する治療薬として特例承認された。これ以外のいくつかの既存の候補薬についても、患者の観察研究等が進められている。また、5月13日に、迅速診断用の抗原検査キットが承認されている。

（略）

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針 （略）

る法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。

・ 現時点では、対症療法が中心であるが、5月7日、レムデシビルが、重症患者に対する治療薬として特例承認された。これ以外のいくつかの既存の候補薬についても、患者の観察研究等が進められている。また、5月13日に、迅速診断用の抗原検査キットが承認されている。

（略）

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針 （略）

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

#### (2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② 厚生労働省及び都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、社会経済活動と感染症予防の両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制を持つことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR等検査の実施

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

#### (2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② 厚生労働省及び都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、体制を整えておく必要がある。また、社会経済活動と感染症予防の両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制を持つことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を

体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、医療従事者はもとよりその他の濃厚接触者等に対するPCR等検査の実施の拡大に向けて取組を進める。

③ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混乱しないように留意する。また、インフルエンザ・肺炎死亡における、いわゆる超過死亡についても、現行システムの改善も含め、適切に把握できるよう、早急に体制を整える。

④ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID19. HER-SYS）を早急に全国展開する。また、本システムを活用し、都道府県別の

図る。また、厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混乱しないように留意する。

③ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID19. HER-SYS）を早急に全国展開する。また、本システムを活用し、都道府県別の

陽性者数やPCR等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。

- ⑤ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System. G-MIS）を構築・運営し、医療提供状況を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発の支援を引き続き進め、可及的速やかに国内での供給体制を整備する。
- ⑧ 都道府県は、自治体間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

(3) (略)

(4) 医療等

陽性者数やPCR等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、より効果的・効率的な対策に活用していく。

- ④ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System. G-MIS）を構築・運営し、医療提供状況を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発の支援を引き続き進め、可及的速やかに国内での供給体制を整備する。
- ⑦ 都道府県は、自治体間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

(3) (略)

(4) 医療等

①～⑥ (略)

⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

⑧・⑨ (略)

(5)・(6) (略)

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者 (略)

①～⑥ (略)

⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、検査体制を踏まえ、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

⑧・⑨ (略)

(5)・(6) (略)

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者 (略)

## 業種別ガイドライン策定状況

	業種	団体名	担当省庁名	策定期日
1	①劇場、観覧場、 映画館、演芸場	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	5月14日
2		全国興行生活衛生同業組合連合会（映画館）	厚生労働省	5月14日
3		全国興行生活衛生同業組合連合会（演芸場）	厚生労働省	5月末
4		一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	経済産業省 文部科学省	5月末
5		クラシック音楽公演運営推進協議会	文部科学省	調整中
6		緊急事態舞台芸術ネットワーク	文部科学省	調整中
7	②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	5月14日
8	③展示場	一般社団法人 日本展示会協会	経済産業省	調整中
9	④体育館、水泳場、 ボーリング場、 運動施設、遊技場	公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	5月14日
10		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	5月14日
11		一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	5月14日
12		公益社団法人 日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	5月14日
13		公益財団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	5月14日
14		一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	5月14日
15		一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	5月14日
16		全国麻雀業組合総連合会	警察庁	5月14日
17		全日本遊技事業協同組合連合会	警察庁	5月14日
18		公益財団法人 日本ゴルフ協会 公益社団法人 日本プロゴルフ協会 一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会 一般社団法人 日本ゴルフツアー機構 一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	5月20日
19		公益社団法人 日本ボウリング場協会	経済産業省	5月21日
20		一般社団法人 日本レジャーダイビング協会 スクーバダイビング事業協同組合	経済産業省	5月21日

21		一般社団法人 日本野球機構	文部科学省	調整中	
22		東日本遊園地協会 西日本遊園地協会等	経済産業省	調整中	
23		一般社団法人 日本フィットネス産業協会	経済産業省	調整中	
24	⑤博物館、美術館、 図書館	公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	5月14日	
25		公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	5月14日	
26	⑥遊興施設	地方競馬全国協会	農林水産省	5月末	
27		一般社団法人 ライブハウスコミッション	厚生労働省	5月末	
28		全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末	
29		一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会 一般社団法人 カラオケ使用者連盟 一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	経済産業省 文部科学省	調整中	
30		公益社団法人 全国競輪施行者協議会 全国小型自動車競走施行者協議会 公益財団法人 J K A 一般財団法人 東日本小型自動車競走会 一般財団法人 西日本小型自動車競走会 一般社団法人 日本競輪選手会 一般社団法人 全日本オートレース選手会 一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会	経済産業省	調整中	
31		⑦自動車教習所、 学習塾等	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	5月14日
32			全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	5月14日
33	全国届出自動車教習所協会		警察庁	5月14日	
34	⑧医療サービス	一般社団法人 日本総合健診医学会 公益社団法人 日本人間ドック学会 公益財団法人 結核予防会 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 公益財団法人 日本対がん協会 公益社団法人 全日本病院協会 一般社団法人 日本病院会 公益財団法人 予防医学事業中央会	厚生労働省	5月14日	

35	⑨インフラ運営等	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	5月14日	
36		一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省	5月14日	
37		全国石油商業組合連合会	経済産業省	5月14日	
38		公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	5月14日	
39		一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	5月14日	
40		東日本高速道路株式会社	国土交通省	5月14日	
41		中日本高速道路株式会社	国土交通省	5月14日	
42		西日本高速道路株式会社	国土交通省	5月14日	
43		首都高速道路株式会社	国土交通省	5月14日	
44		阪神高速道路株式会社	国土交通省	5月14日	
45		本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	5月14日	
46		一般社団法人 全国建設業協会	国土交通省	5月15日	
47		一般社団法人 日本建設業連合会	国土交通省	5月18日	
48		一般社団法人 日本埋立浚渫協会 一般社団法人 日本海上起重技術協会 一般社団法人 日本潜水協会 日本港湾空港建設協会連合会 全国浚渫業協会	国土交通省	5月18日	
49		一般社団法人 電気通信事業者協会	総務省	5月18日	
50		⑩飲食料品供給	一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	5月14日
51			公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	5月14日
52			公益社団法人 大日本農会	農林水産省	5月14日
53			一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	5月14日
54	全国漁業協同組合連合会 一般社団法人 大日本水産会		農林水産省	5月14日	

55		全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会	農林水産省	5月14日
56		一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省	5月14日
57		一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省	5月14日
58		全国給食事業協同組合連合会	農林水産省	5月14日
59		一般社団法人 日本給食品連合会	農林水産省	5月14日
60		酒類業中央団体連絡協議会	財務省	5月末
61	⑪食堂、レストラン 喫茶店等	一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会 一般社団法人 日本フードサービス協会	厚生労働省 農林水産省	5月14日
62	⑫生活必需物資供給	オール日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 日本小売業協会 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 日本専門店協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 日本百貨店協会 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会	経済産業省 農林水産省	5月14日
63		大手家電流通協会	経済産業省	5月14日
64		日本書店商業組合連合会	経済産業省	5月14日
65		日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	経済産業省	5月14日
66		全国商店街振興組合連合会	経済産業省	5月14日

67	⑬生活必需サービス	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省	5月14日
68		一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	5月14日
69		一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	5月14日
70		全国質屋組合連合会	警察庁	5月14日
71		NPO法人 日本ネイリスト協会	経済産業省	5月21日
72		全国理容生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末
73		全日本美容業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末
74		全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末
75		全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末
76		一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	経済産業省	調整中
77	⑭ごみ処理	一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	5月14日
78	⑮冠婚葬祭	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	5月14日
79		日本バンケット事業協同組合	経済産業省	5月21日
80		一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	経済産業省	調整中
81		全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	調整中
82	⑯メディア	一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	5月13日
83		日本放送協会	総務省	5月14日
84		一般社団法人 衛星放送協会	総務省	5月14日
85		一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	5月14日
86		一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	5月14日
87		一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	5月14日
88		一般社団法人 日本音声製作者連盟	経済産業省	5月末
89	⑰個人向けサービス	協同組合 日本写真館協会	経済産業省	5月21日
90		一般社団法人 日本コールセンター協会	経済産業省	5月21日
91		一般社団法人 全国ペット協会	環境省	5月29日

92		一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 全国オートバイ協同組合連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 一般社団法人 日本自動車購入協会 一般社団法人 日本自動車査定協会 一般社団法人 日本オートオークション協議会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本二輪車オークション協会 一般社団法人 中古二輪自動車流通協会	経済産業省	調整中
93	⑱金融	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	5月14日
94		日本証券業協会	金融庁	5月14日
95		一般社団法人 全国信用金庫協会	金融庁	5月15日
96		一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	5月15日
97		一般社団法人 全国労働金庫協会	金融庁	5月15日
98		一般社団法人 生命保険協会	金融庁	5月15日
99		一般社団法人 損害保険協会	金融庁	5月15日
100		一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省	調整中
101		公益社団法人 リース事業協会	経済産業省	調整中
102		⑲物流、運送	鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等）	国土交通省
103	公益社団法人 日本バス協会		国土交通省	5月14日
104	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会		国土交通省	5月14日
105	一般社団法人 全国個人タクシー協会		国土交通省	5月14日
106	公益社団法人 全日本トラック協会		国土交通省	5月14日
107	日本内航海運組合総連合会		国土交通省	5月14日
108	一般社団法人 日本旅客船協会		国土交通省	5月14日
109	一般社団法人 日本船主協会		国土交通省	5月14日
110	一般社団法人 日本外航客船協会		国土交通省	5月14日
111	日本船舶代理店協会		国土交通省	5月14日
112	外航船舶代理店業協会		国土交通省	5月14日
113	定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会		国土交通省	5月14日

114		一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	5月14日
115		一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	5月14日
116		一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	5月14日
117		公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省	5月14日
118		全国トラックターミナル協会	国土交通省	5月14日
119		日本郵便株式会社	総務省	5月15日
120		一般社団法人 日本港運協会	国土交通省	5月18日
121	⑳製造業全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	5月14日
122		一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	5月14日
123		一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	5月14日
124		一般社団法人 情報サービス産業協会	経済産業省	5月18日
125	㉑オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	5月14日
126	㉒企業活動、 治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	5月14日
127		公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	5月末
128	㉓行政サービス	日本公証人連合会	法務省	5月14日

※上記のほか、学校、医療機関、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設、建設業等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

(参考)		
	ガイドライン数	団体数
・ 5月14日まで	82件	126団体
・ 5月21日まで	101件 (+19)	154団体 (+28)
・ 5月末又は調整中	128件 (+27)	203団体 (+49)

※5月14日までの件数については、1件の追加報告があった(81件⇒82件)。

## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う措置について（案）

令和2年5月22日

※主な変更箇所は下線部

1 緊急事態措置を講じる区域  
県内全域（変更なし）

2 緊急事態措置の実施期間  
5月7日から5月31日まで（変更なし）

3 緊急事態措置の内容

- (1) 県民に対しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第45条第1項に基づき、外出を自粛するよう要請する。
- (2) 複数の者が利用する施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、感染拡大防止対策の徹底の協力を要請する。
- (3) 特措法第24条第9項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の協力を要請する。
- (4) 特措法第24条第9項に基づき、特定の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者に対して、施設の使用停止またはイベント開催の停止の協力を要請するほか、特定の事業者等について、適切な感染防止対策を講じた上で事業の継続を要請する。

※具体的な要請の内容について、3（4）の「特定の施設」のうち、一部の施設の使用停止要請を解除する。（詳細は別添のとおり）。

4 今後の措置内容の見直しについて

県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向を踏まえた上で、施設の使用停止要請の段階的な解除を検討する。

# 新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う措置について（案）

令和2年5月22日

千葉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、外出の自粛要請等の措置を行ってきたところです。

千葉県においては、緊急事態宣言の解除はされておりませんが、5月22日、県内の感染状況等を踏まえて、感染拡大防止対策を徹底したうえで施設の使用停止要請を一部解除することとしました。

改めて、県民、事業者の皆さまには、感染拡大防止対策に一層の御理解・御協力をお願いします。

今後も、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向を踏まえた上で、5月22日からおおむね1週間ごとに検討を行い、施設の使用停止要請の段階的な解除を進めます。

※主な変更箇所は下線部

## 1 基本的な考え方

- ① 外出自粛要請など、国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 徹底して「3つの密」の発生を避ける行動を取っていただくよう、県民・事業者の意識に訴えかけることを重視し、県一丸となって感染拡大防止対策に取り組む。
- ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、社会機能を停止させるような施策は実施しないことを県民に周知するとともに、落ち着いた対応を呼びかける。
- ④ 地域は千葉県全域とし、期間は国の方針を踏まえ、5月31日までとする。

## 2 具体的な要請内容

### (1) 県民の皆さまへ

- 生活の維持に必要な場合を除き、昼夜を問わず、みだりに外出しないでください。
- 行楽、観光、帰省など、不要不急の外出を自粛してください。特に、県境をまたいだ移動は極力避けてください。
- 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除きますが、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを今まで以上に推進してください。

<生活の維持に必要な場合の例>

通院、社会福祉施設への通所、食料品・医薬品・生活必需品の購入、健康維持のための運動・散歩、在宅ではできない仕事 等

- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛してください。
- 「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、日常生活を見直してください。
- 商店街やスーパーマーケット等買い物に出かけるときは、人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避けてください。
- 公園等を利用する際は、少人数で、混雑時を避け、人と人の距離を適切にとってください。

## (2) 事業者の皆さまへ

- 「3つの密」を避けるような対策を講じること、入場者の整理、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒や換気、マスクの着用などを入場者に周知するなど、感染拡大防止措置を行うことの協力を要請します。
  - 複数の者が使用する施設においては、「3つの密」を避けるような対策を講じること、入場者の整理、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、マスクの着用などを入場者に周知するなど、感染拡大防止措置を行うとともに、業種別のガイドラインが策定されている場合には、それを遵守してください。
  - 商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止として、以下の協力を要請します。
    - ・ 人が密集する状況となった場合の適切な入場制限
    - ・ 行列の位置の指定など、人と人の距離を適切にとる
    - ・ 扉・共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生の確保
  - 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いします。
  - 行楽地における遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイについて、3つの密を避ける対策の徹底及び人が密集する状況となった場合の適切な入場制限への協力を要請します。
  - 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の施設を管理する事業者の皆様は、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に学校教育活動を再開することを検討してください。
  - 保育所、介護老人保健施設等(※)を管理する事業者の皆様は、適切な感染拡大防止対策を講じたうえで事業を継続してください。
- (※) 保育所、介護老人保健施設、その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

- 下表に例示する生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止対策を講じつつ、事業を継続してください。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LP ガス、上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	食堂等、生活必需物資の小売り関係	食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア 等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
社会の安定の維持	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備 等
	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦 等

区分	事業内容	
社会の安定の維持	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

**【施設の使用停止要請の解除について】** 《以下、(3)の前まで新規》

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。
- ① 再開にあたっては、別紙「再開にあたり取り組むべき感染拡大防止対策」を行うとともに、業種別のガイドラインが策定されている場合には、それを遵守してください。
  - ② 5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。なお、ホームページ掲載や掲示などにより、感染拡大防止のため県境をまたいだ移動を誘発しないよう御配慮をお願いします。
  - ③ 区分B、区分Cについては、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向を踏まえた上で、区分Aの解除からおおむね1週間ごとに検討を行い、施設の使用停止要請の段階的な解除を進めます。

A	県民の文化的・健康的な生活を維持するために必要であり、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設
B	クラスター発生歴がなく、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設
C	A、B以外でクラスター発生歴のない施設（発生歴のある施設に類する施設を除く）
D	クラスター発生歴がある又は発生歴のある施設に類する高リスクな施設

○ 施設の種類の区分

区分	施設の種類	例示
A	図書館 等	<u>図書館、博物館、美術館、科学館、記念館</u> (Cに掲げる水族館等を除く)
B	大学 等	<u>大学、専修学校、各種学校 等</u>
	自動車教習所 等	<u>自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 等</u>
	劇場 等	<u>劇場、観覧場、映画館、演芸場 等</u>
	集会場 等	<u>集会場、公会堂、展示場、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る。)</u>
C	水族館 等	<u>水族館、動物園、植物園</u>
	運動施設の一部	<u>体育館、水泳場、ボーリング場 等</u>
	遊技場	<u>マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等</u>
	遊興施設等の一部	<u>個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等</u>
D	運動施設の一部	<u>スポーツクラブ 等</u>
	遊興施設等の一部	<u>カラオケボックス、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、性風俗店 等</u>

\*波線は延べ床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。

(3) 催物の開催について

「3つの密」を避けられない場合など、感染の拡大につながるおそれのある催物(イベント)の開催自粛の協力を要請します。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応されるよう要請します。

《新規》

## 別紙

### 再開にあたり取り組むべき感染拡大防止対策

#### [共通事項]

- ① 必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用（入場者及び従業員）を行う。
- ② 「3つの密」を徹底的に避ける。
- ③ 室内の換気や人と人との距離（できるだけ2mを目安に）を適切にとる。
- ④ 利用者に対して、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒やマスク着用などの周知を行う。
- ⑤ 施設におけるイベントの開催については、「3つの密」を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

#### (1) 図書館又は博物館、美術館

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 必要に応じて、区画ごとの人数抑制対策等を講ずることにより、施設内においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保すること。

#### (2) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 施設においてイベントを開催するにあたっては、「3つの密」を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

**(3) 自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設**

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの対策をとること。

**(4) 遊技場**

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な換気対策と併せて、客の入れ替えのタイミングで消毒を行うこと。
- ④ 客同士が大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや機械の効果音等を最小限に抑え、従業員が場内の客同士の状況を確認できる状態にすること。

## 緊急事態宣言解除後の再度の協力要請等の判断基準について

施設の使用停止要請を解除した後でも、下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断します。

指標	目安	
	警報	再要請
新規感染者数（直近 7 日平均）	5 人以上／日	10 人以上／日
1 週間単位の増加比 （直近 1 週間とその前週との比較）	1 を上回る	1.5 を上回る
PCR 検査の陽性率 （直近 7 日平均・陰性化確認検査を除く）	3.5%以上	7%以上

## ○ 警報

感染拡大を警戒すべき状況であることを広く周知します。

県民や事業者の皆様へ、

- ・ 外出自粛等、感染拡大防止についての協力要請
- ・ 業種ごとのガイドラインを踏まえた対応の徹底

などを働きかけます。

## ○ 再要請

段階的に施設の使用停止要請や、外出自粛、イベントの開催自粛等を行うことについて、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

## ○ 緩和

再要請の後、「警報」の目安を下回った場合に、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

## 一部の県有施設の使用再開について

令和2年5月22日

総務部

5月22日に千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された本県の施設使用停止要請の解除の基本的な考え方を踏まえ、下記のとおり、一部の県有施設について使用を再開します。

### 記

#### 1. 使用を再開する施設について

##### ◎住民の文化的健康的な生活を維持するために必要な施設

##### ○図書館、美術館、博物館等

感染拡大防止のガイドラインを踏まえて対策を講じた上で再開。

- ・千葉県文書館

※事前予約制です。

- ・千葉県男女共同参画センター

※交流スペース及び会議室は除きます。

- ・千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館

- ・千葉県立美術館

- ・千葉県立中央博物館 本館

- ・千葉県立房総のむら

※なお、上記以外の県立博物館については、県外からの人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため、閉鎖を継続します。

#### 2. 再開の時期

令和2年5月26日（火）から

### 3. 各施設の所管課

- ・千葉県文書館

総務部 政策法務課 (043-223-2152)

- ・千葉県男女共同参画センター

総合企画部 男女共同参画課 (043-223-2379)

- ・千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館

教育庁 教育振興部 生涯学習課 (043-223-4070)

- ・千葉県立美術館、千葉県立中央博物館本館、千葉県立房総のむら

教育庁 教育振興部 文化財課 (043-223-4127)

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月22日現在）

※ 感染拡大措置を行った上で再開する。

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる。

※ 区分とは、施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

部名	課名 (問合せ先)	施設名	区分	再開時期	補足説明
総務部	政策法務課 043-223-2152	千葉県 文書館	A	令和2年 5月26日	○事前予約制 ○ビデオ視聴室等は閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379	千葉県 男女共同参画センター	A B	令和2年 5月26日	○情報コーナー（図書、映像資料、行政資料に係るレファレンスや貸出、閲覧等）は利用再開とする。（A区分） ・入館人数等の制限 ・開館時間：午前9時から午後5時（通常月曜を除く平日は午後9時、土日祝日は午後5時）まで ・発熱等体調不良者の来館自粛要請 ・マスク着用の要請 ・入館者情報を記録 ○交流スペース、会議室は利用不可。（B区分） ○相談事業（女性・男性）は引き続き通常通り実施
教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立 中央図書館	A	令和2年 5月26日	○入館人数及び滞在時間の制限 ○開館時間：午前9時から午後5時（通常、月曜を除く平日は、午後7時）まで ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○対面朗読の休止 ○入館者情報を記録
教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立 西部図書館			
教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立 東部図書館			
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 房総のむら	A	令和2年 5月26日	○一部展示室を閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録

部名	課名 (問合せ先)	施設名	区分	再開時期	補足説明
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 中央博物館 本館	A	令和2年 5月26日	○開館時間：午前10時から午後4時30分（通常午前9時から午後4時30分） ○同時入館者数の制限 ○一部展示室を閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 中央博物館 大利根分館	A	当面の間 閉鎖	県境に立地しており、県外からの人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 中央博物館 大多喜城分館	A	当面の間 閉鎖	県外からの入館者が多く、人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 中央博物館 分館海の 博物館	A	当面の間 閉鎖	県外からの入館者が多く、人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立関 宿城博物館	A	当面の間 閉鎖	県境に立地しており、県外からの人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 美術館	A	令和2年 5月26日	○同時入館者数の制限 ○休憩スペース・資料室の閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 現代産業科 学館	A	当面の間 閉鎖	県境に立地しており、県外からの人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため

# 県立学校の再開について



令和 2 年 5 月 22 日  
千葉県教育庁  
教育振興部学校安全保健課  
電話 043-223-4097  
教育振興部学習指導課  
電話 043-223-4060  
教育振興部特別支援教育課  
電話 043-223-4045

県立学校の臨時休校について、国の緊急事態宣言が5月末までに解除された場合、6月1日（月）から段階的に学校を再開することとしましたので、お知らせします。

## 1 概要

### (1) 5月25日（月）からの1週間

臨時休校期間中の対応として、家庭での学習状況や健康状態の把握のため、各学校で、少人数に分けて1時間程度、登校による指導を実施する。（期間中に1回程度）

### (2) 6月1日（月）からの2週間

学校を再開し、分散登校を実施する。（例えば、クラスを分割し、午前と午後に、それぞれ1日3時限程度の授業を行う。）

### (3) 6月15日（月）以降

時差通学・短縮日課による通常の登校を実施する。

※上記日程は、国の動向及び県内の感染状況によって、変更されることがあります。

※県教育委員会が示した学校における感染対策ガイドラインに基づき、登校時の健康観察を実施するなど、感染症予防対策を徹底します。

## 本件についての照会先

千葉県教育委員会教育振興部

学校安全保健課 TEL 043-223-4097

学習指導課 TEL 043-223-4060

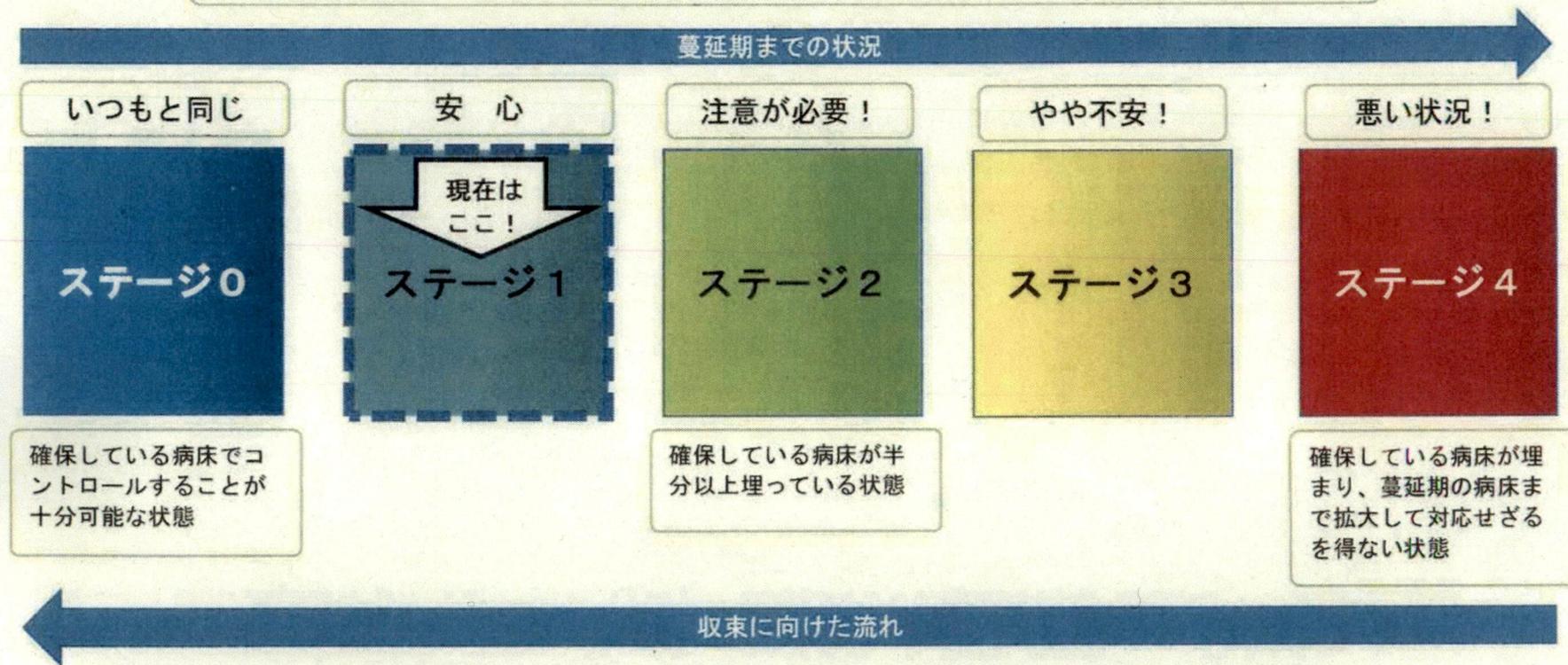
特別支援教育課 TEL 043-223-4045

## 緊急事態宣言延長後の新型コロナウイルス感染症陽性者の状況

(単位：人)

項 目	5月														
	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
退 院	62	64	64	64	67	72	76	77	78	78	78	79	81	83	83
死 亡	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5
入 院	29	27	27	27	24	19	15	13	14	21	21	22	20	18	19
重症	0	0	0	0	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
中等症	7	5	5	5	3	3	1	0	0	0	0	0	0	1	1
軽症	8	6	6	6	5	5	2	2	4	10	10	8	7	6	4
無症状	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	1
陰性化確認中	14	16	16	16	15	10	10	10	9	9	9	11	11	9	12
医療機関	14	16	16	16	15	10	10	10	9	9	9	11	11	9	12
ホテル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入院調整中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	95	95	95	95	95	95	95	95	97	104	104	106	106	106	107
前日比(新規陽性者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	2	0	0	1

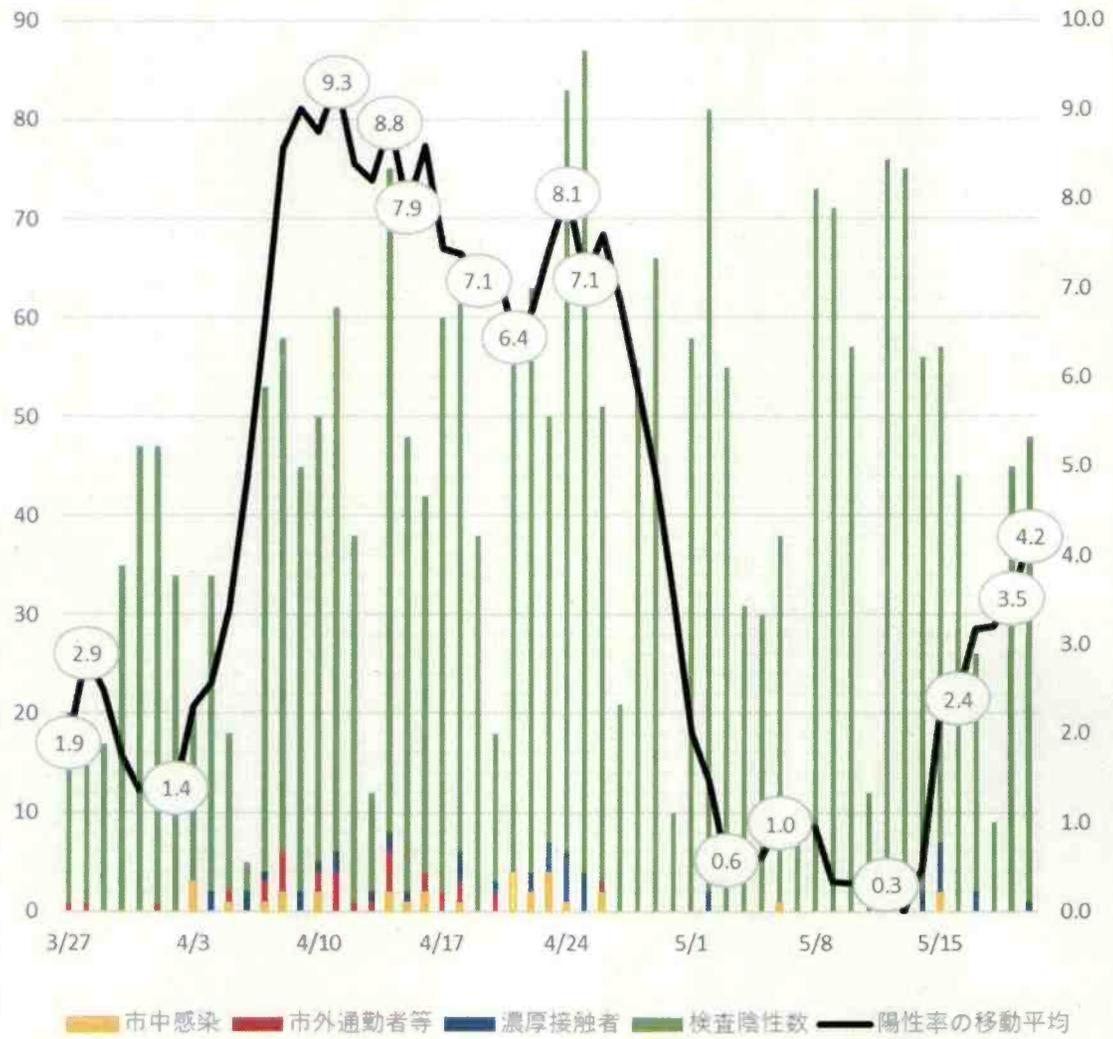
## 病床数から見た新型コロナ対応における市内の医療の状況



### 【今後の第2波への対応】

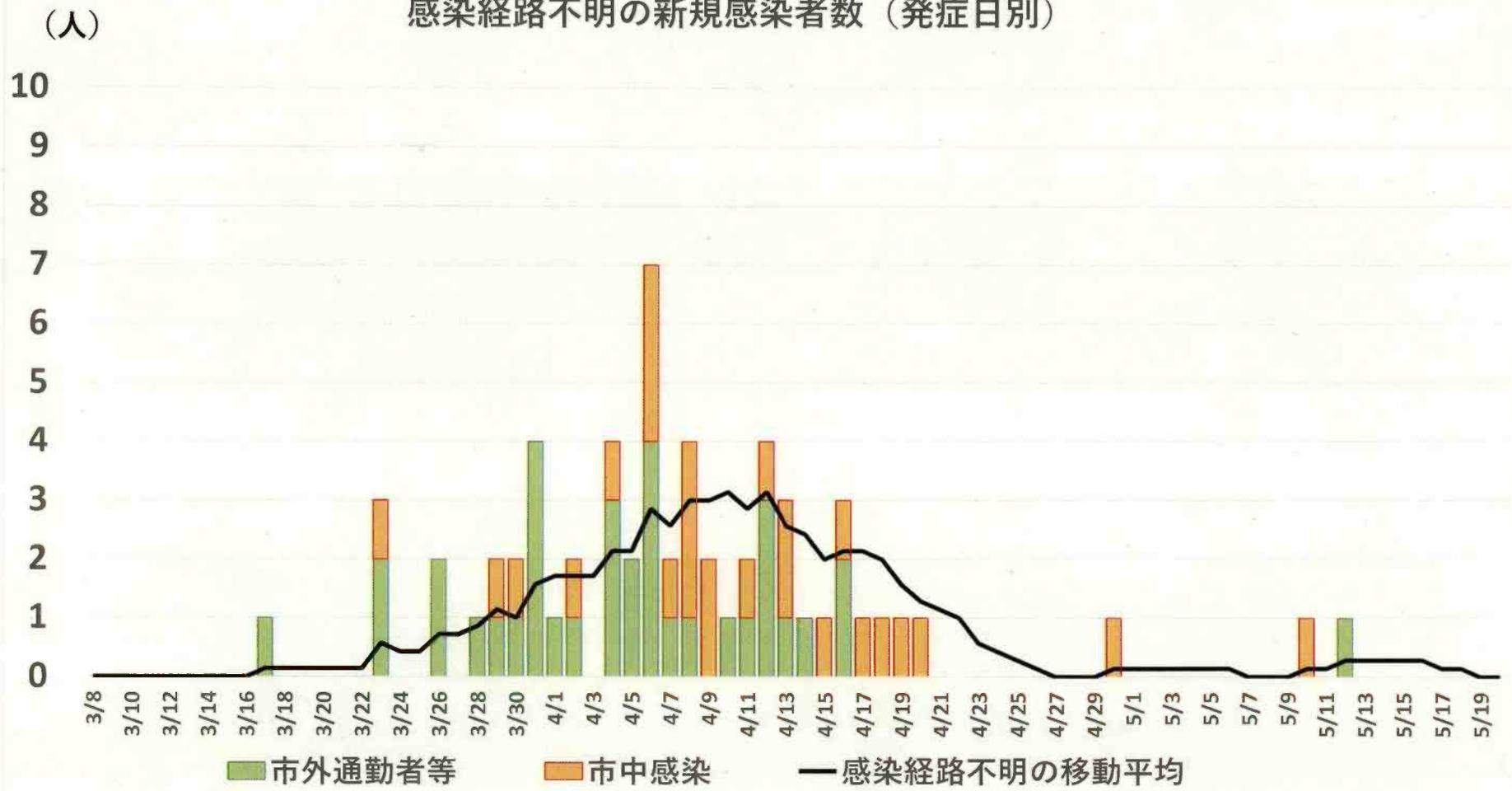
注意が必要なステージ2に入り、感染者数の動向などから、再び、感染拡大が予想される場合には、在宅勤務や外出自粛なども含めて、強い行動変容を求めます！

### 千葉市におけるPCR検査件数と陽性率



※検査件数に陰性化確認の件数は含まれていません。  
 ※陽性率の移動平均は、7日間の平均です。

### 感染経路不明の新規感染者数（発症日別）



令和2年5月22日
教育委員会生涯学習部
生涯学習振興課
電話 245-5952
内線 8221
文化財課
電話 245-5963
内線 8238
中央図書館
電話 287-4081

## 生涯学習施設（博物館等）の再開について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、生涯学習施設を休館（ただし、図書館・公民館図書室については予約本の貸出と貸出中の本の返却に限り再開）しているが、千葉県の施設の使用停止要請を段階的に解除することについて基本的な考え方が示されましたので、博物館等において、利用を再開します。

### 1 千葉県の基本的考え方

5月22日にA区分の施設（住民の文化的健康的な生活を維持するために必要な施設：図書館、博物館、美術館等）の使用停止要請を解除

### 2 再開日

(1) 博物館等（加曽利貝塚博物館、郷土博物館、ゆかりの家いなげ、旧生浜町役場庁舎）  
5月26日（火）再開

(2) 図書館・公民館図書室  
図書館 6月2日（火）  
みずほハスの花図書館、公民館図書室 6月1日（月）  
・5月12日から予約図書の先行貸出を実施中

(3) 科学館  
緊急事態宣言解除後も当面の間休館継続

### 3 再開にあたっての対応策等

#### (1) 博物館等

- ・入館制限による観覧人数のコントロールや展示物の前で密集しないなどのソーシャルディスタンス確保対策を講じる。
- ・来館前の検温実施要請のほか、発熱等の症状がある場合などは来館自粛を求める旨を事前にホームページで周知するとともに、手指消毒設備の設置、施設の消毒、マスク着用の周知など感染拡大防止措置に努める。
- ・主催事業（講座）の開催については、6月末まで休止し、7月以降は、リスクの軽減措置を勘案して判断する。

#### (2) 図書館・公民館図書室

- ・閲覧スペースのイスの減少や「おはなしの部屋」封鎖、混雑状況による入場制限など「3つの密」を避ける対策を講じる。
- ・発熱症状のある者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、マスク着用の周知など感染拡大防止措置に努める。
- ・主催事業（講座）の開催については、6月末まで休止し、7月以降は、リスクの軽減措置を勘案して判断する。

千葉県新型コロナウイルス感染症緊急対策  
市独自事業(6月補正予定)

公開

No	事業名	概要	担当課名
1	子育て世帯への臨時特別給付金（市単独上乗せ給付）	子育て世帯の生活をより一層支援するため、国の子育て世帯への臨時特別給付金に市単独で上乗せ支給を実施する。（公務員を除く）	こども企画課 043-245-5176
2	手数料等支払のオンライン化	行政手続に係る手数料等について、電子決済を可能にするため、電子申請システムに公金収納連携機能を導入する。	業務改革推進課 043-245-5030
3	区役所等窓口混雑状況配信システムの導入	区役所等の混雑緩和のため、窓口の混雑状況についてのインターネット配信に加え、窓口呼び出しを電子メールによりプッシュ通知する機能を備えた番号呼出券機システムを導入する。	区政推進課 043-245-5132
4	ICT活用による中小企業等変革促進	新型コロナウイルス対策を契機とした市内中小企業等の変革を促進するため、クラウドサービスやIT・IoT導入に係る費用の一部を助成する。	産業支援課 043-245-5274
5	医療・介護従事者等支援金	本市に寄せられた寄附金等を活用し、市内の医療機関、介護や障害福祉サービス事業所を対象に医療・介護・障害福祉従事者を支援するために支援金を支給する。	医療政策課 043-245-5802
6	議員報酬の減額措置	医療従事者等への支援に活用するため、議員報酬の減額について、市議会において議員発議を検討中。	議会事務局総務課 043-245-5464
7	市長等の給与の減額措置	医療従事者等への支援に活用するため、市長等の給与を減額する。	給与課 043-245-5034
8	市立病院職員特殊勤務手当の支給	新型コロナウイルス感染症に対応する業務に従事した市立病院職員に対し特殊勤務手当を支給する。	病院局 管理課 043-245-5209
9	医療従事者応援キャンペーン	医療従事者へ感謝と敬意を表するため、令和2年7月中旬から千葉ポートタワーのライトアップを実施する。	観光MICE企画課 043-245-5281
10	病床確保	新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行う一般医療機関での病床確保の期間延長（令和2年6月下旬まで→令和2年10月下旬まで延長）に伴う経費を追加する。	医療政策課 043-245-5203
11	軽症患者等の宿泊療養施設の確保	新型コロナウイルス感染症軽症患者等の受け入れを行う宿泊療養施設確保の期間延長（令和2年7月下旬まで→令和2年10月下旬まで延長）に伴う経費を追加する。	医療政策課 043-245-5203
12	理美容店利用促進	特別定額給付金の趣旨に鑑み、「生活必需サービス業」として位置付けられている市内の理・美容業を対象に、利用料金の割引や事業者向け感染症防止対策費に対する助成を行う。	経済企画課 043-245-5302
13	宿泊施設利用促進	新たな宿泊需要を創出するため、市内ホテルを対象に、県産食材による料理等を提供するプランの利用料金の割引に対する助成を行う。	観光MICE企画課 043-245-5281
14	事業者向け臨時相談窓口の開設延長	市内事業者における各種支援制度の利活用促進や制度の更なる周知徹底を図るため、臨時相談窓口の設置期間延長（令和2年6月末まで→令和3年3月末まで延長）に伴う経費を追加する。	産業支援課 043-245-5274 雇用推進課 043-245-5341
15	テナント支援協力金の拡充	緊急事態宣言の解除後に、千葉県知事が引き続き休業要請する業種に対して、協力金を交付するとともに、交付対象者を拡充する。	企業立地課 043-245-5679